



第3次東御市 青少年健全育成計画 (素案)

(令和6年度～令和10年度)



令和6年4月
東 御 市

東御市青少年健全育成都市宣言

青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての使命と役割を持って自立することは、市民すべての願いである。

青少年自身が次代を担うものとしての誇りと自覚を持って、進んで自己の啓発、向上を図り、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を身につけ、心身ともに健全な社会人として成長できる地域をつくることは、社会全体の責務である。

市及び市民等が、それぞれの責務を認識し、青少年に対し深い関心と愛情を持ち、地域連帯を基調とした青少年健全育成活動の一層の進展に新たな意欲で結集することが必要である。

ここに、市及び市民等が協働し、共通の理解と目標のもとに、その重要な責務を自覚し、新たな決意を持って、青少年の健全な育成を図るため、東御市を「青少年健全育成都市」とすることを宣言する。

平成 19 年 12 月 23 日

長野県東御市

目 次

第1章 計画の策定にあたり

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 計画の期間と対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 4 計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 5 SDG s（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み・・・9

第2章 青少年を取り巻く現状

- 1 青少年を取り巻く社会状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第3章 基本理念及び基本目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 2 基本目標と目指すべき青少年像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第4章 取り組む施策の概要

基本目標Ⅰ

- 1 青少年のための安心・安全な地域環境づくり・・・・・・・・・・・・・33

基本目標Ⅱ

- 2 青少年の判断能力の向上とインターネットの適正利用・・・・・・・・・・・・・35

基本目標Ⅲ

- 1 青少年の健やかな成長を皆で支え、自立を促すとともに、
社会に貢献できる人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

第5章 計画推進に向けて

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 3 スローガンの活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

- 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

※表紙のイラストについて

東御市青少年健全育成のシンボルマークは、市内の小学生がデザインしてくれたものです。

【作成者のメッセージ】

『巨峰は、東御市の特産物です。「明るく楽しい生活を」をテーマにして書きました。巨峰は何個も何個もつながっていて、まるで家族のよう。そこに顔を書けば、笑ったり、泣いたり、おこったりしたいろいろな顔をした巨峰ファミリーのできあがり！そんな明るい、楽しい様子を表しました。みんなが明るく楽しい生活を送れる東御市にしていきたいです！！』

第1章 計画の策定にあたり

1 計画策定の趣旨

東御市では、平成 19 年度に青少年健全育成条例の制定と青少年育成市民大会において青少年健全育成都市宣言を行い、青少年の健全育成に取り組んできました。

青少年健全育成条例第 3 条では、基本理念を「青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成するものとする」と掲げています。また、第 5 条では、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、市民及び青少年の健全な育成を目的とする団体その他関係者と密接に連携してこれを実施することを市の責務と定めています。

こうした理念のもと、平成 20 年 4 月に第 1 次青少年健全育成計画（平成 20～29 年度）、平成 30 年 4 月に第 2 次東御市青少年健全育成計画（平成 30～令和 5 年度）を策定し青少年の健全育成のために、各施策に取り組んでまいりました。

この間、社会の状況は急速に進展する少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、近年、自然災害の増加や感染症の流行など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、困難を有する子ども・若者が抱える問題は、いじめや不登校、インターネット上の誹謗中傷、SNS に起因する犯罪被害、ひきこもり、貧困、虐待など多岐にわたり、一層複雑かつ深刻な状況となっています。

東御市の次代を担う青少年が夢と希望を持ち、これからの担い手として主体的に社会参画できるよう、第 2 次青少年健全育成計画までの取組みの成果を継承しつつ、現状をふまえ、より東御市らしい施策に絞ることで、市の基本理念や目指す姿へ向けた第 3 次東御市青少年健全育成計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、青少年健全育成条例第8条に基づき、第3次東御市総合計画における青少年健全育成の基本的な事項について、考え方や施策のあり方を世代や立場を超えて横断的に捉え、総合的な見地に立ち、取り組みの方向性を明らかにするために策定するものです。

また、「東御市教育基本計画」や、「長野県子ども・若者支援総合計画」その他関連する計画との整合を図り、青少年の健全育成施策を推進します。

なお、本計画は「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」として位置付けます。

3 計画の期間と対象

計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間です。なお、期間中も計画の進捗状況や社会情勢などに応じた見直しを行います。

また、この計画に取り組むのは家庭・地域・学校・事業所・行政などの社会全体及び全市民です。

なお、市青少年健全育成条例における青少年とは18歳未満の者を指しますが、施策の内容によっては対象年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応をとります。

4 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、第7期青少年健全育成審議会委員より意見を聴取するとともに、市内小学生・中学生等を対象に「インターネット利用等に関するアンケート」（以下「R5 青少年の健全育成に関するアンケート」という。）を実施し、また、子どもとメディア信州による「スマホやPC、ゲーム機等とのよりよい関わりに向けたアンケート」（以下「子どもとメディア信州アンケート」という。）を参考に現状や課題の把握に努めました。

アンケート結果及び第2次東御市青少年健全育成計画における課題と問題を踏まえ、これからの青少年の健全育成に必要な施策、課題解決に向けて必要な施策を検討し、本計画に示しました。

【計画で使用した用語について】

「青少年」・・・ 0歳～18歳未満の者
「子ども」・・・ 乳幼児期と児童及び思春期の者
「児童」・・・ 小学生
「生徒」・・・ 中学生・高校生
「若者」・・・ 思春期（中学生から概ね18歳まで）と青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者
「大人」・・・ 青少年期を過ぎた者

「K P I」・・・ 重要業績評価指標

目標の達成度合を計るために継続的に計測・監視される 定量的な指標のこと。
本計画においては、目標値達成に向けた活動指標として、施策ごとに KPI を設定しました。

なお、数値の設定にあたっては、現状値を踏まえるとともに、青少年健全育成審議会において検討を重ね、決定しました。

【計画で使用したアンケートについて】

(1) 「インターネットの利用等に関するアンケート」

(以下「R5 青少年の健全育成に関するアンケート」という。)

(実施主体) 東御市教育委員会

(実施時期) 令和5年8月

(実施対象) 市内小学6年生：263名 市内中学2年生：264名

(回収数) 小学6年生：208件(回収率79%) 中学2年生：209件(回収率79%)

(2) 『スマホやPC、ゲーム機等とのよりよい関わりに向けたアンケート』

(以下「子どもとメディア信州アンケート」という。)

(実施主体) 子どもとメディア信州

(実施時期) 令和5年6～7月

(実施対象) 市内小学3～6年生 1,010名 市内中学1～3年生 792名

(回収数) 小学生 893件 (88%) 中学生 736件 (93%)

※本文中に引用するデータは小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

5 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

（1）SDGs の達成を意識した取り組み

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。本市においても世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。



（2）SDGs の17の目標と自治体行政の関係

SDGsの17の目標と我が国の自治体行政とどのような関係があり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るかについて検討され、次のとおり示されています。

	<p>貧困</p>	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>飢餓</p>	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	保健	<p>【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	教育	<p>【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化(エンパワーメント)行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	水・衛生	<p>【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	エネルギー	<p>【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	経済成長と雇用	<p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	インフラ、産業化、イノベーション	<p>【目標9】強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	不平等	<p>【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>

	<p>持続可能な都市</p>	<p>【目標 11】包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>持続可能な生産と消費</p>	<p>【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>気候変動</p>	<p>【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>海洋資源</p>	<p>【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じるのが重要です。</p>
	<p>陸上資源</p>	<p>【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>平和</p>	<p>【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>実施手段</p>	<p>【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：一般財団法人建築・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」

第2章 青少年を取り巻く現状

1 青少年を取り巻く社会状況

少子高齢化社会のもと、家庭環境の多様化やグローバル化、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）の発展など、青少年や若者を取り巻く環境は大きく変化するとともに、児童虐待やいじめ、不登校、インターネットを介したトラブルなど、青少年が抱える問題はより一層深刻化・複雑化しています。

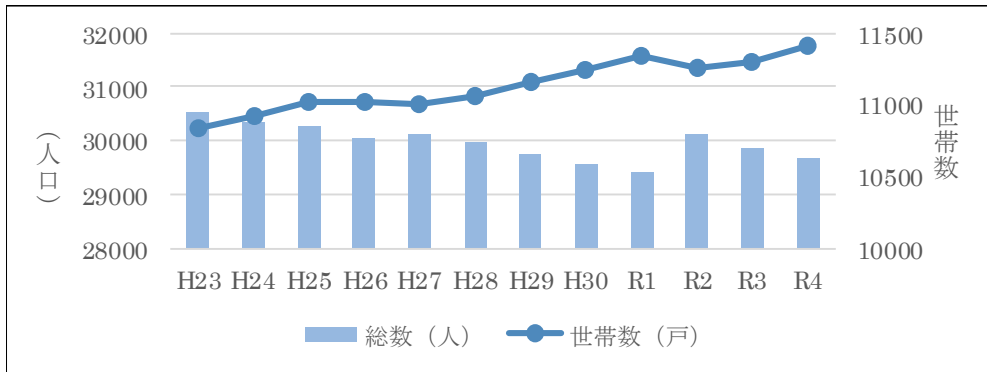
また、就労の不安定化やひきこもり・ニートの増加など、若者の社会的自立の遅れが指摘されています。

(1) 家庭環境

①少子高齢化・核家族化の進行

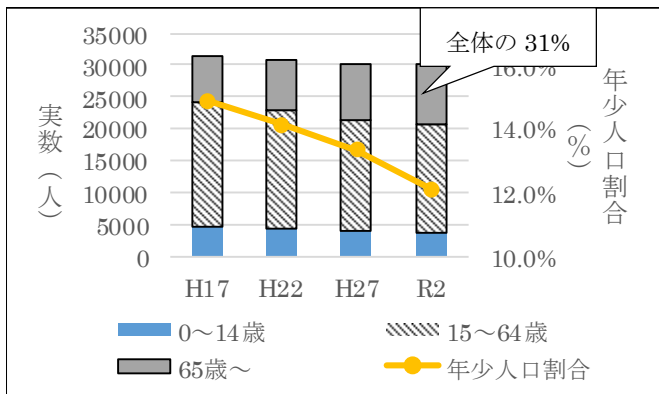
東御市の人口は、年々減少傾向にあり、今後もその傾向が続くものと想定されます。また、65歳以上の老年人口の割合は、令和2年に30%を超え、高齢化率は上昇傾向にあります。一方、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）と年少人口（14歳以下）は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがわかります。

【(市)人口と世帯数の推移】 各年10月1日現在

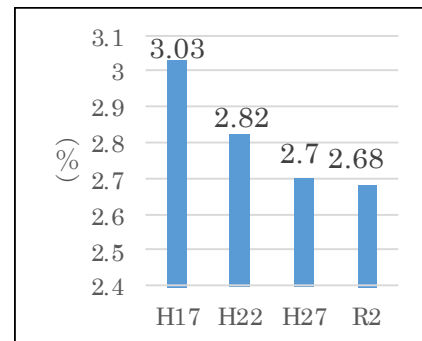


(資料：国勢調査及び推計人口各年)

【(市)年齢3区分別人口及び年少人口割合】



【(市)1世帯当たり人員】



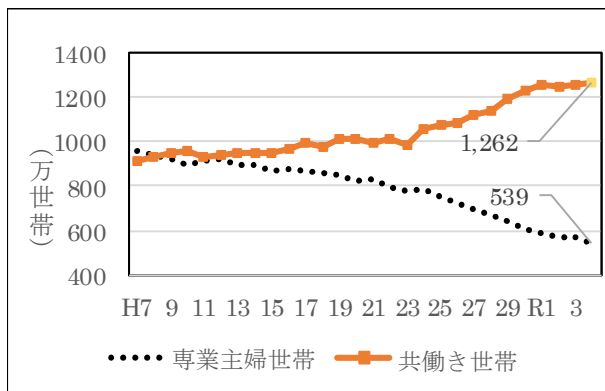
(資料：国勢調査)

②家庭環境の多様化

共働き世帯数の推移をみると、平成9年に専業主婦世帯数を上回り、年々増加傾向にあります。労働環境や社会情勢の変化を背景に、共働き家庭が増えています。

また、当市におけるひとり親世帯数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【(国)専業主婦世帯と共働き世帯数】



(資料：厚生労働省「厚生労働白書」、内閣府「男女共同参画書」)

【(市)ひとり親世帯の状況】※1

年度	総世帯数	
	うち母子家庭	うち父子家庭
H30	347	26
R1	336	25
R2	333	27
R3	324	25
R4	365	46

(長野県「母子家庭・父子家庭調査」)

総務省「労働力調査特別調査」及び「労働力調査」)

※1 令和3年度まで児童扶養手当申請者より算出

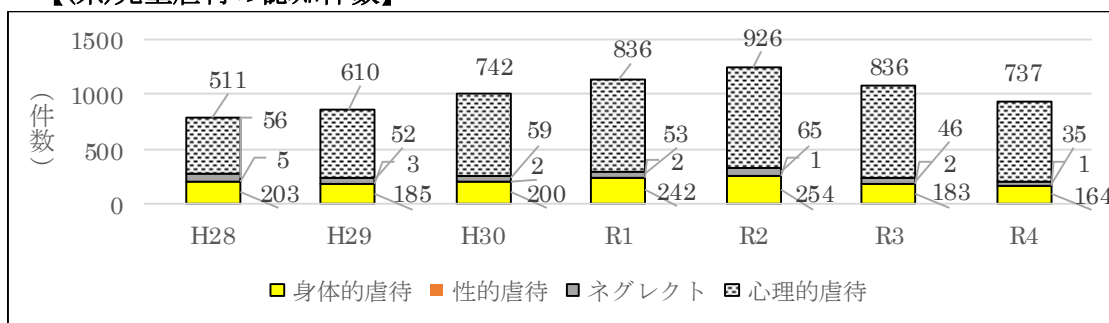
※2 令和4年度より住民基本台帳より算出

③児童虐待

児童虐待の相談件数及び認知件数は一定数で増加しており、令和2年度に1,246件、その後は減少傾向となっています。

また、県における虐待を受けた子どもの年齢構成別割合をみると、1～5歳が31.1%と最も多くなっています。

【(県)児童虐待の認知件数】



(資料：長野県警察本部人身安全・少年課「令和4年 少年非行の概況」)

【(県)児童虐待を受けた子どもの年齢構成別割合】

被虐待児	1歳未満	1～5歳	6～10歳	11～15歳	16～17歳	総数
	7.8%	31.1%	28.8%	24.3%	8.0%	100%
	(73)	(291)	(270)	(228)	(75)	(937)

(資料：長野県警察本部人身安全・少年課「令和4年 少年非行の概況」)

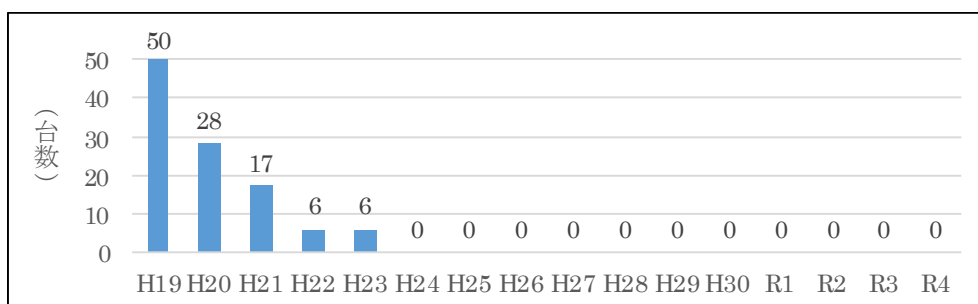
(2) 地域環境

①環境浄化の進展

市青少年健全育成条例及び第2次市青少年健全育成計画を基に、有害図書自動販売機の撤去や地域全体で青少年を見守る体制の構築及び活動により、平成19年に50台あった市内の有害図書自動販売機も、平成24年4月に0台となり、現在に至るまで新たな設置はありません。

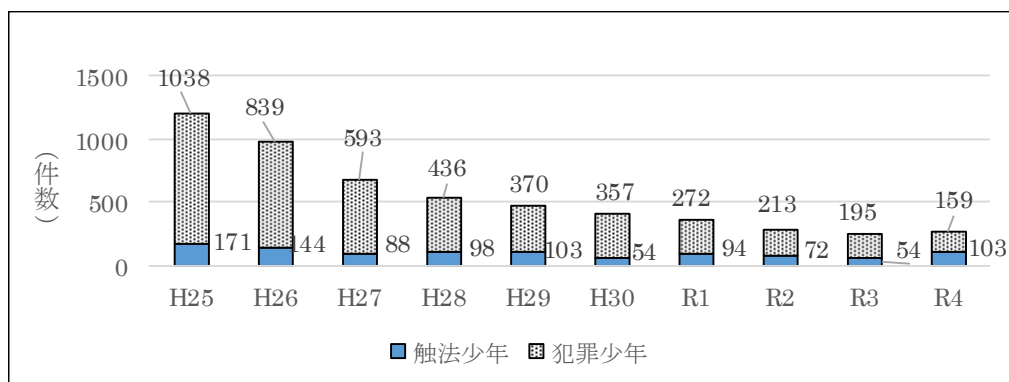
また、県内の非行少年も年々減少傾向にあり、市内においても駅前や公園等でたむろする若者を見かける機会が減ってきております。

【(市)有害図書等の自動販売機設置台数】 ※各年4月



(東御市教育委員会)

【(県)少年非行の概況】



※触犯少年…14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年 ※犯罪少年…14歳以上20歳未満で罪を犯した少年

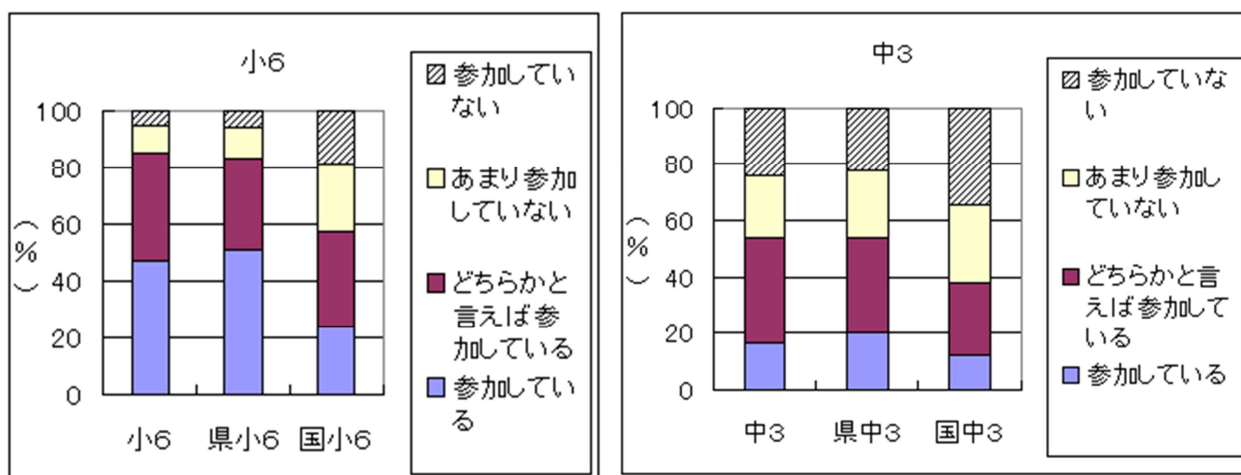
(資料：長野県警察本部 人身安全・少年課 令和4年「少年非行補導の概況」)

②地域活動

これまで育成会やスポーツ少年団等の青少年育成に関わる団体を中心に、様々な体験活動の機会を提供するとともに、地域での青少年育成を進めてきました。

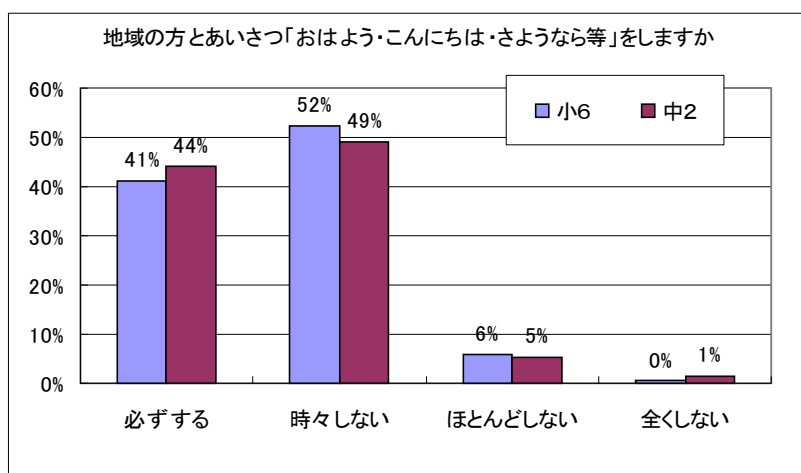
地域の方との交流を通して、家庭や学校とは違った体験をすることができますが、中学生になると部活動や習い事等、生徒自身も多忙となり、地域の方との交流機会が減ってしまう傾向にあります。

【(市)過去1年間における地区行事等への参加割合】



(資料：令和5年度全国学力・学習状況調査)

【(市)地域や近所の青少年と接する機会の有無】



(R5 青少年の健全育成に関するアンケート)

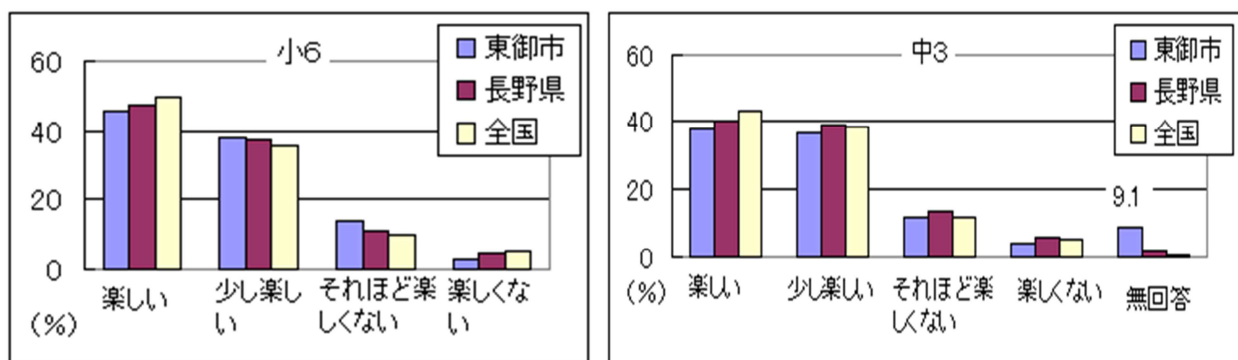
(3) 学校環境

①学校生活について

市内小中学生の学校生活が楽しく充実しているかについて、「楽しい」「少し楽しい」と回答した割合の合計が、小学6年生で84%、中学3年生で75%となった一方、「それ程楽しくない」「楽しくない」が小学6年生で16%、中学3年生で16%、無回答が中学3年生で9%となりました。(小学6年生の無回答は0%)

友人関係や先生との相性、困りごとの相談相手がないなど、様々な理由で学校生活や人間関係に不満を抱え、悩んでいる姿も見受けられます。

【学校に行くのは楽しいと思いますか】



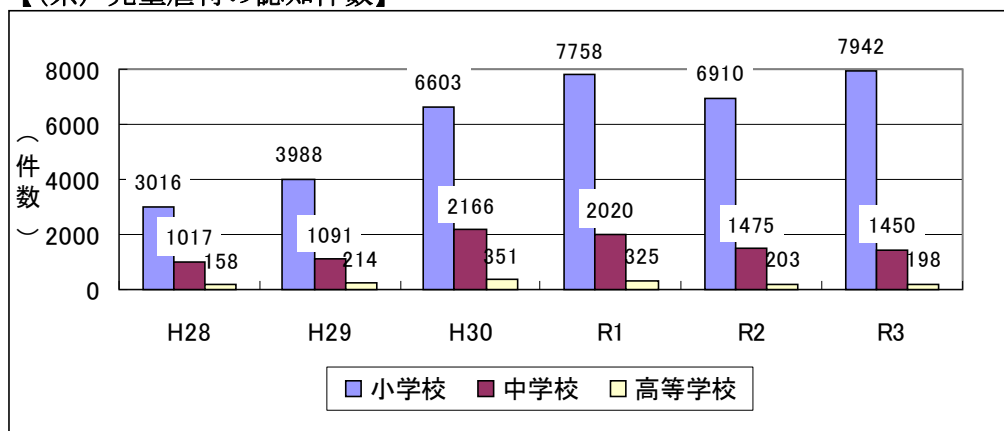
(資料：令和5年度全国学力・学習状況調査)

②いじめ・不登校

県内におけるいじめの認知件数は令和元年をピークにほぼ横ばいとなっています。

なお、平成28年度から新たに「けんかやふざけ合い」も児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめとして認知することとしたため、大幅に増加しています。また、小学生の認知件数が突出して多いのは、軽微ないじめも認知件数に含める“積極的認知”が増えているためです。

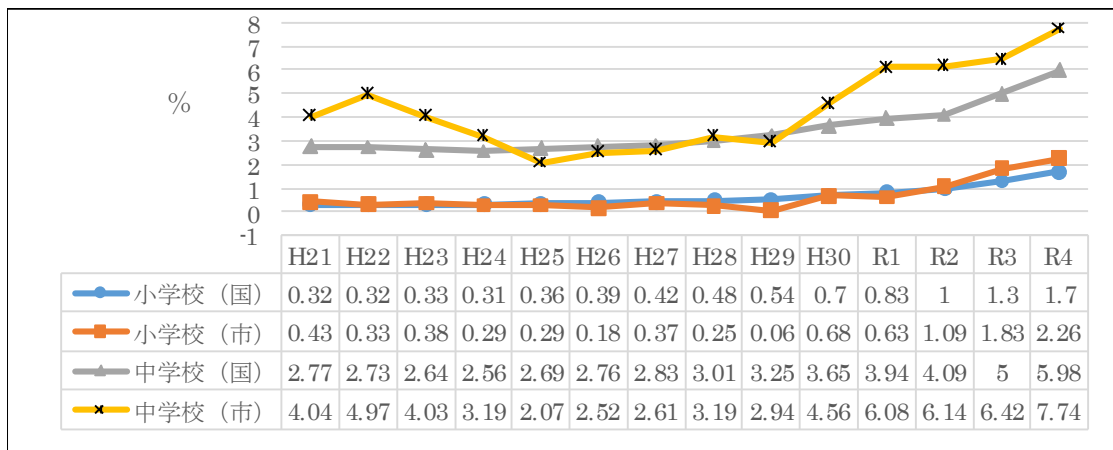
【(県) 児童虐待の認知件数】



(長野県 心の支援課「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

当市における不登校児童生徒の在籍比について、中学校では平成 24 年度まで全国に比べ高い比率となっており、一旦比率が減少しましたが、再び平成 30 年頃から増加傾向にあります。

【(国・市)不登校児童生徒在籍比】



(東御市教育委員会)

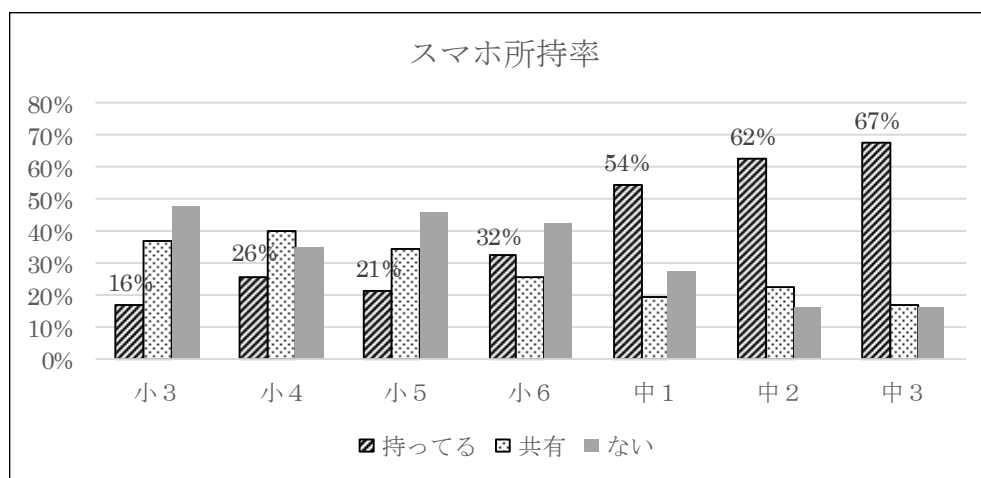
(4) 情報化社会

①インターネット環境の普及

スマートフォンやゲーム機など、インターネットに接続できる端末が青少年の間にも急速に普及しています。情報収集や動画視聴、ゲームに利用するだけでなく、重要なコミュニケーションツールにもなっています。

市内における携帯電話（スマートフォンやキッズ用ケータイを含む）の所持率は、中学生になると 5 割以上、中学 3 年生においては約 7 割の所持率となります。

【(市)携帯電話（スマホ・キッズケータイ含む）の所持率】



(R5 青少年の健全育成に関するアンケート)

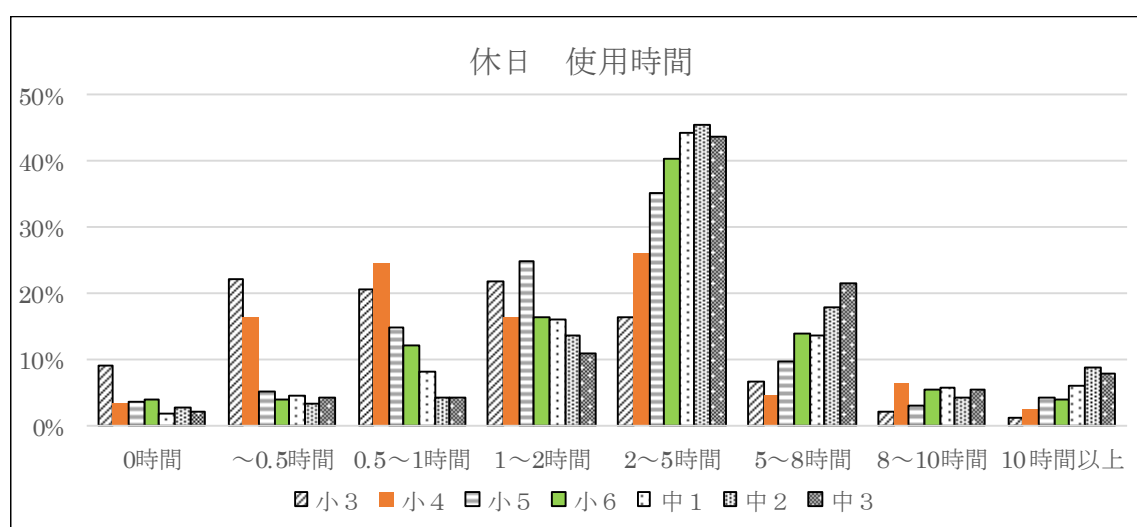
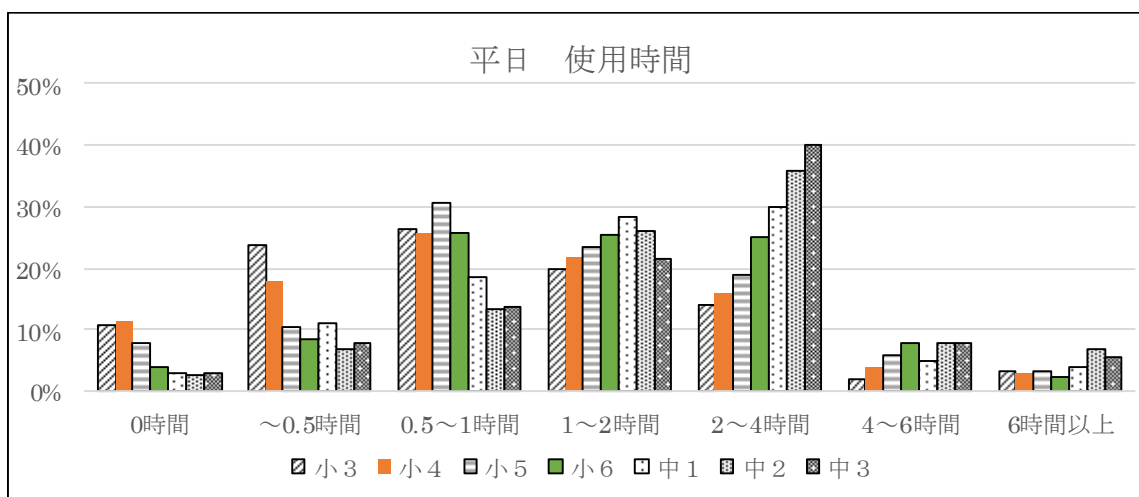
②長時間使用・依存

スマートフォンやタブレット、ゲーム機等の使用が生活の一部となり、放課後や休日にスマートフォン等を使用して過ごしています。便利で楽しい反面、過度な使用による視力や学力、コミュニケーション能力の低下といった心身への悪影響が懸念されています。

中でも「ネット依存」は深刻な問題となっており、厚生労働省の研究班の推計(2018)では、全国の中学生の12.4%、高校生の16%がネット依存の傾向にあるとされています。

当市においても、平日6時間以上使用する児童生徒は小学生が約3%、中学生が約6%おり、休日になるとその割合はさらに増え、依存症につながる危険性があります。

【(市)電子メディア機器の使用時間】(※学校の授業を除く)



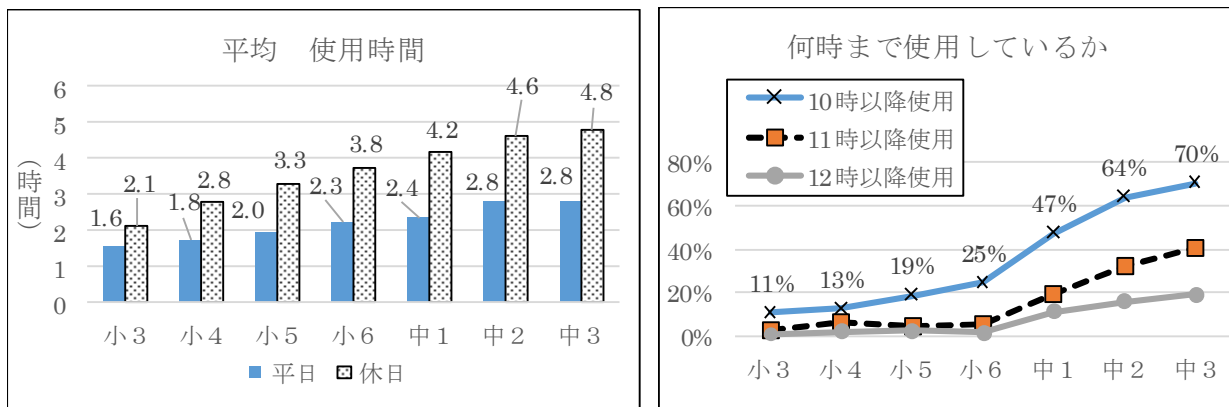
(R5 子どもとメディア信州アンケート)

③平均使用時間、夜間の使用

平均使用時間について平日、休日ともに年齢が上がるにつれ利用時間が増加しています。

また、午後10時以降に使用している児童・生徒の割合は中学生以上で約5割以上となっており、中学3年生においては7割の生徒が使用しています。

【平均使用時間、夜間の使用について】

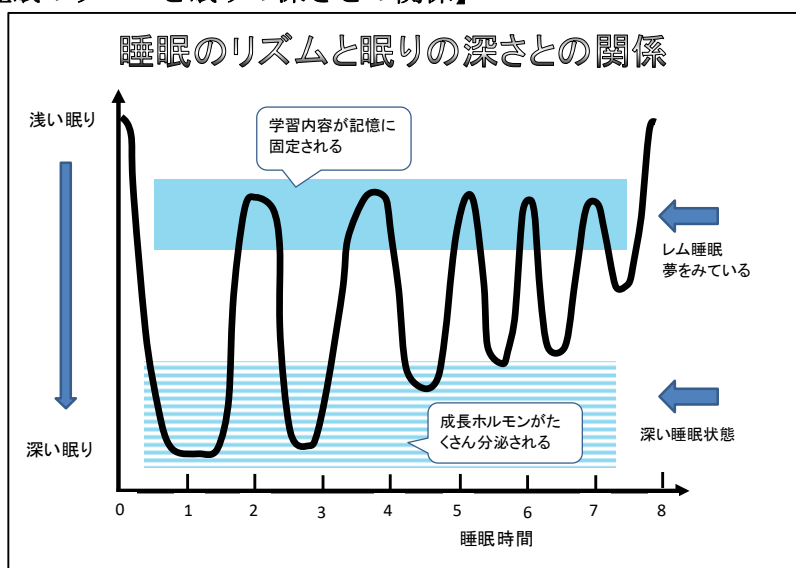


(R5子どもとメディア信州アンケート)

④睡眠のリズムと眠りの深さ

一般的に小学生は9時間（午後9時～午前6時）の睡眠が推奨されており、1回（夜）の睡眠の中で午後9時に就寝した場合、午後10時から深い眠り、この時に体を作る成長ホルモンが一番多く分泌されます。そして、スムーズな眠りに入るためにはゲーム、スマホは覚醒を押さえるため就寝の1時間前には止めた方が良いと言われています。

【睡眠のリズムと眠りの深さとの関係】

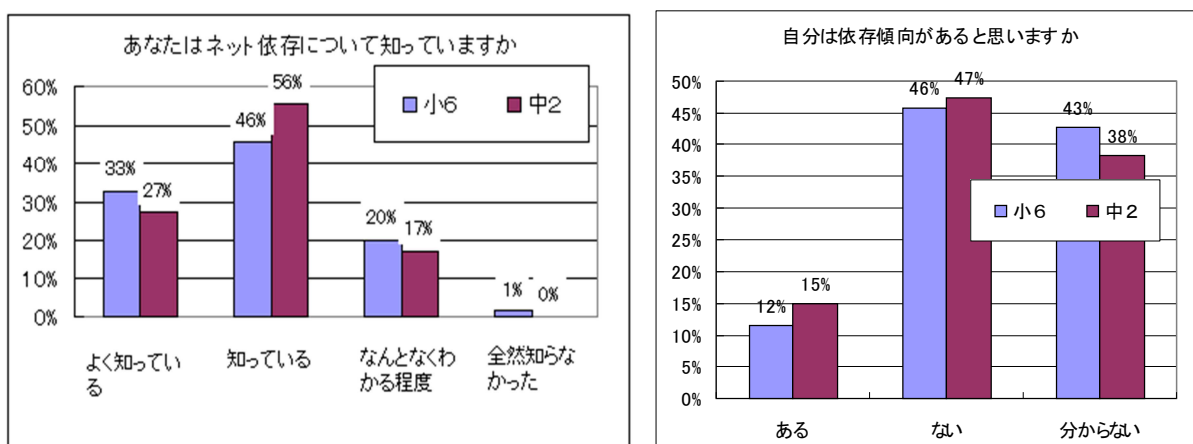


(引用 東北大学加齢医学研究所)

⑤インターネット依存について

ネット依存について知っていますかの問いに対し、「よく知っている」、「知っている」で7割強となりました。また、自分自身の依存傾向についての設問に対し、「わからない」が約4割となりました。

【インターネット依存について】

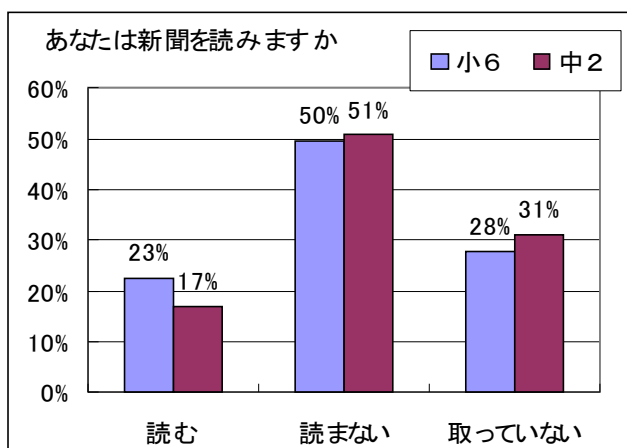


(R5 青少年の健全育成に関するアンケート)

⑥新聞を読んでいる青少年の割合

「新聞を読みますか」の問いに対し、「読まない」、「取っていない」と答えた割合は約8割となりました。

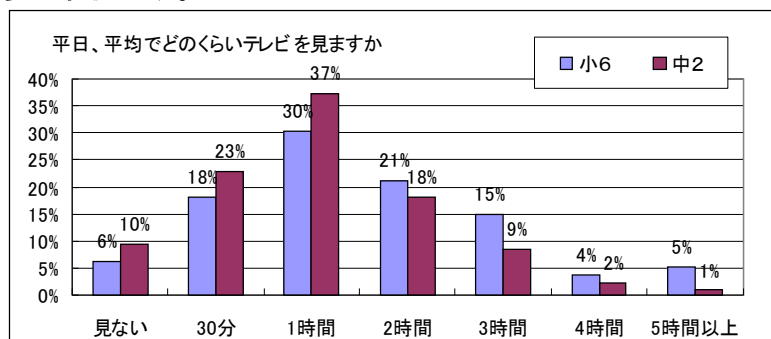
【新聞を読んでいる青少年の割合】



(R5 青少年の健全育成に関するアンケート)

⑦他のメディア使用状況

他のメディア使用状況について平日平均「1時間」テレビを見ている児童・生徒が多い状況です。



(R5 青少年の健全育成に関するアンケート)

⑧インターネットを介したトラブルの増加

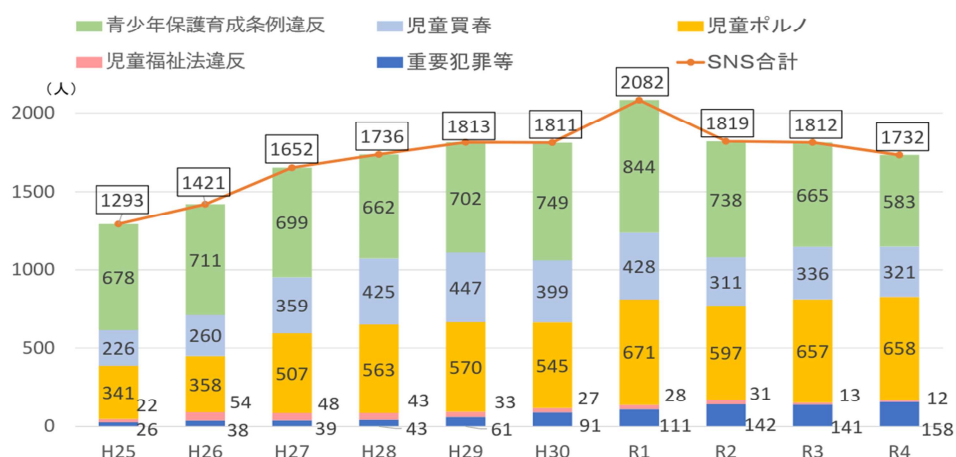
SNS や無料通信アプリ等の普及により、簡単に世界中の人たちとつながりを持つことができるようになりました。共通の趣味や話題で盛り上がる事ができる、同じような悩みを相談しあえるなど、使い方によっては大変便利なものです。

しかし、子ども自身の危機意識の欠如や大人のモラル低下等もあり、安易にインターネット上で知り合った人と直接会ってしまうことにより、性被害などの事件に巻き込まれる児童生徒が増えています。

また、課金トラブルやワンクリック詐欺、ネットいじめや有害情報の氾濫など、インターネットを介したトラブルが多発している状況です。

【(国)SNS に起因する事犯の被害児童数の推移】

【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移



※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、盗撮監視)

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,732人であり、前年からは4.4%減少したもののおおむね横ばい状態であり、依然として高い水準で推移している。

(警視庁)

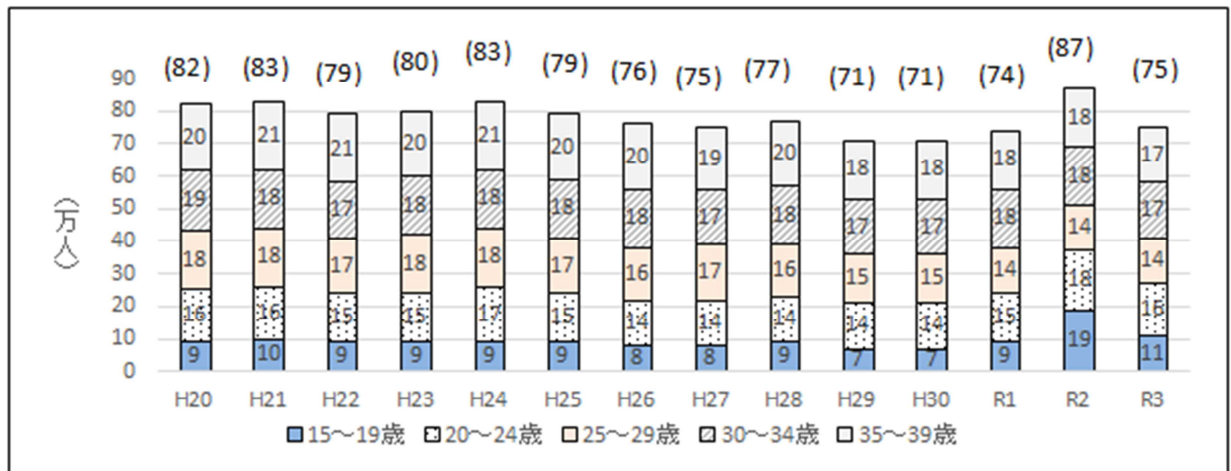


(5) 青少年自身

①若年無業者

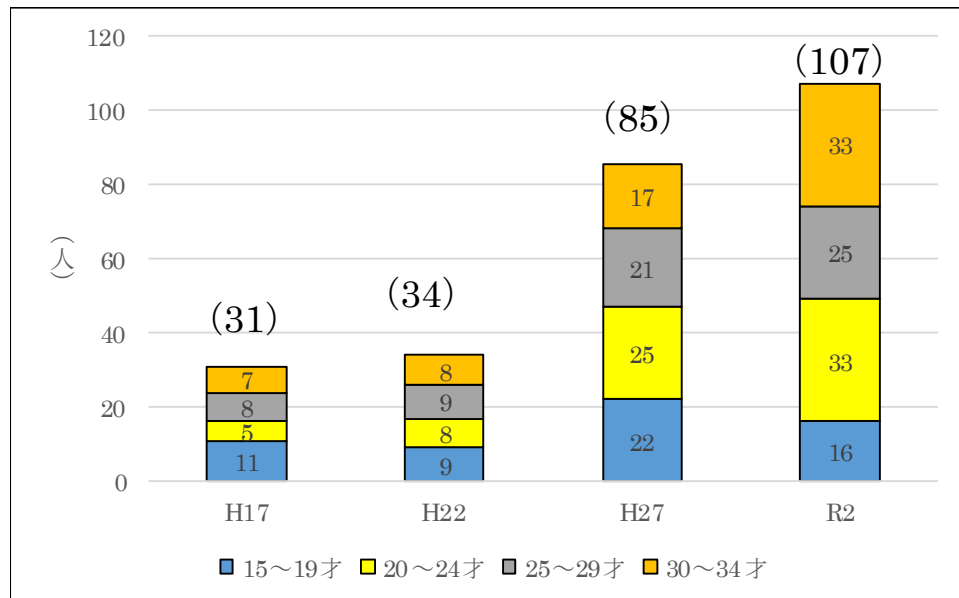
全国的にみると、若年無業者（15～39歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）は令和2年度では一時的に増加していますがほぼ横ばいとなっています。また、当市における若年無業者の数は平成22年に比べ約3倍に増加しています。

【(国)若年無業者数の推移】 ※H23年の数値は岩手県・宮城県及び福島県を除いたもの



(内閣府「令和4年版子共・若者白書」)

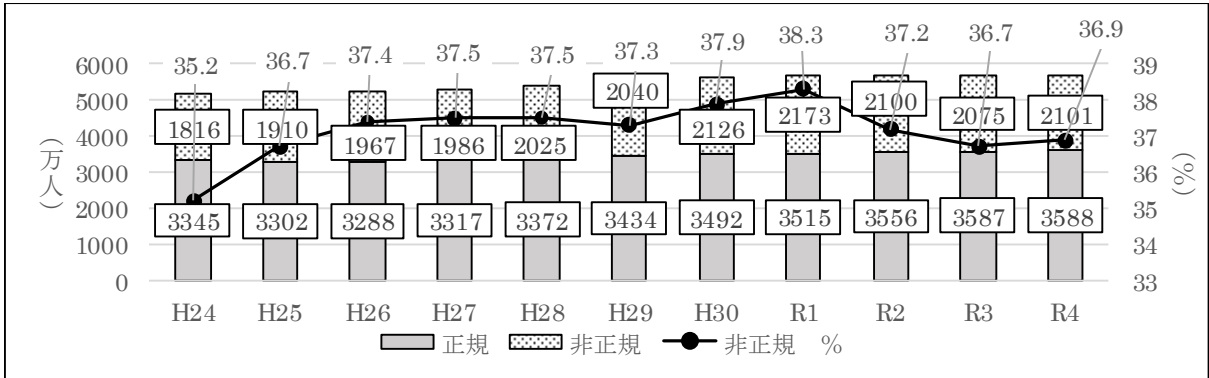
【(市)若年無業者数の推移】



(総務省「労働力調査」)

②就業形態の多様化

雇用や就業形態の多様化により、非正規労働者の割合は概ね横ばい状態となっています。賃金格差やワーキングプア等が問題となっており、特に若年層における就業の



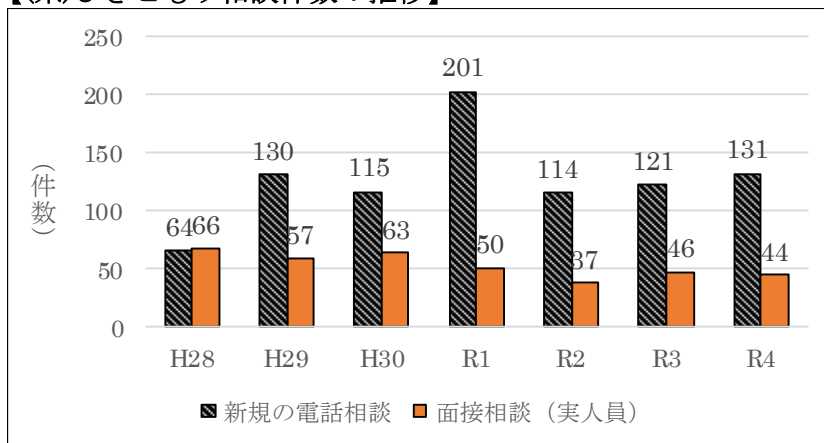
(総務省「労働力調査」)

③ひきこもり

内閣府の関係調査※1によると、広義のひきこもり※2状態にある者は全国に54.1万人いるとされており、厚生労働省の関係調査※3によると、世帯数はおよそ26万世帯にのぼると推計されています。

県内におけるひきこもりに関する相談件数は、近年では令和元年に一時的に多くなったものの、その後は122件前後で推移しております。ひきこもりに関しては、学童期からの不登校等も深く関係していると考えられることから、早期対応が必要とされています。

【(県)ひきこもり相談件数の推移】



(長野県精神保健センター)

※1 「若者の生活に関する調査報告書」(H28)

※2 ふだん家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する「準ひきこもり」と、ふだん家にいるが近所のコンビニなどには出かける、自室からは出るが家からは出ない、または自室からほとんど出ない「狭義のひきこもり」を総じたもの

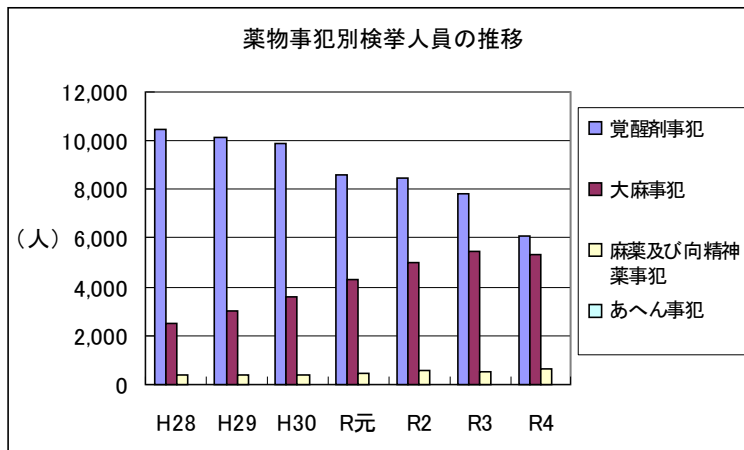
※3 「こころの健康についての疫学調査に関する研究」(H18)

(6) 薬物関係

①薬物事犯別検挙人員の推移

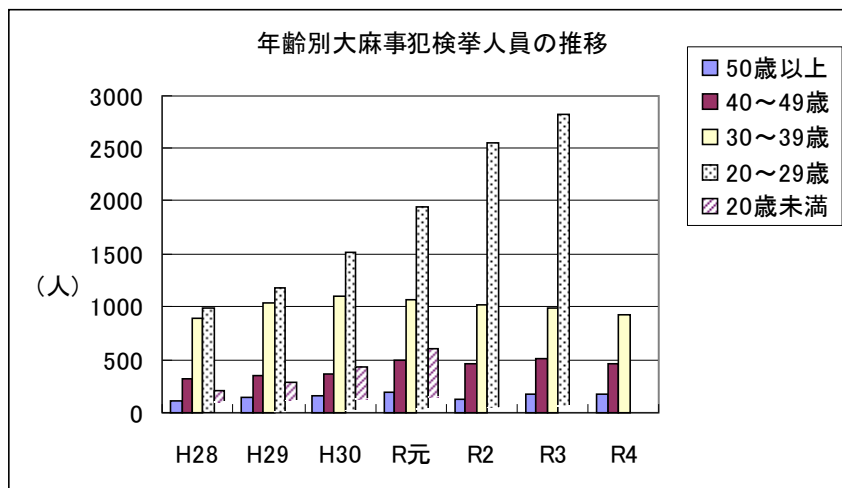
全国的に覚醒剤事犯は減少傾向である一方、大麻による事犯が増加傾向です。

【薬物事犯別検挙人員の推移】



大麻事犯の年齢別検挙人員は、20歳未満と20～29歳以下で増加傾向です。

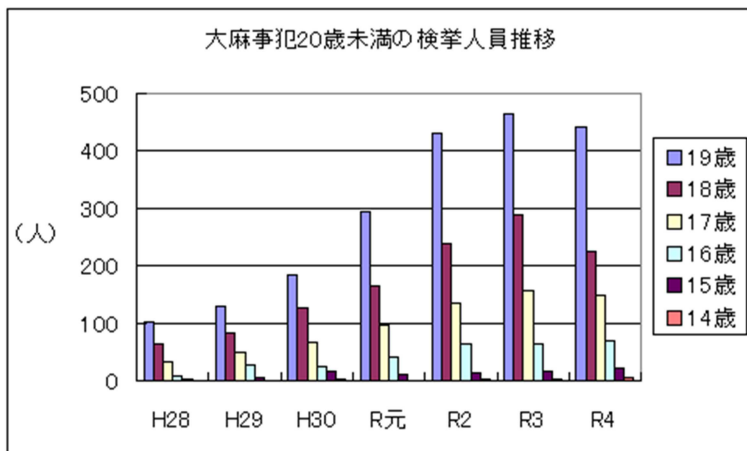
【年齢別大麻事犯検挙人員の推移】



(引用 公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター)

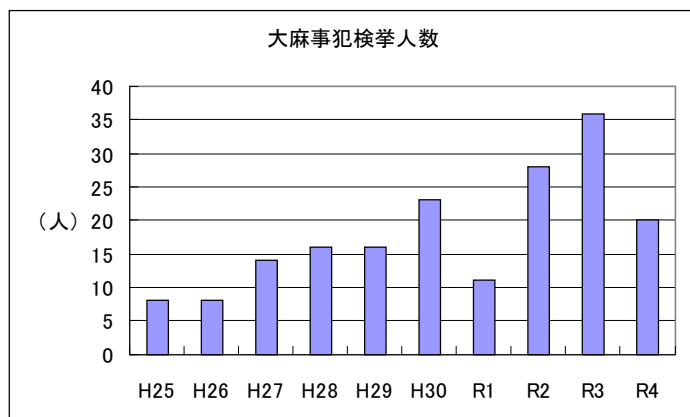
大麻事犯 20 歳未満の検挙人員推移は毎年 19 歳が一番多くなっています。

【大麻事犯 20 歳未満の検挙人員推移】



長野県内の大麻事犯の状況は、増減を繰り返しながら増加傾向にあります。

【大麻事犯検挙件数】



(引用 令和 4 年長野県犯罪の特征的傾向 長野県警察本部)

第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念

「何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成します」

(東御市青少年健全育成条例第3条)

2 基本目標と目指すべき青少年像

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することは、全市民の願いです。

しかし、現在の青少年を取り巻く環境は、急速なネット社会の進展、少子化・核家族化など急激に変化しており、家庭や青少年自身が抱える問題も多様化しています。

令和2年の年初より広まった新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校は3月から約3か月間の休校となり、人が集まる各種行事が中止又は縮小となりました。

この影響も加わり、家庭でのインターネットの使用時間が増えたり、インターネットを介したトラブルの増加、また、青少年がお互いの気持ちを出し合う機会が減っていることによる意思疎通の減少等、青少年の取り組むべき問題は山積しています。

この様な中、地域貢献活動などを通じて社会の一員としての自覚を持った大人へと成長でき、更に相手を思いやる心や自己肯定感の醸成を図るとともに、青少年が健やかに成長できる環境を整えることが、私たち大人の責務です。

(1) 基本目標

I 青少年のための安心・安全な地域環境づくり

社会生活を円滑に営むうえで必要な事柄について、自分自身で判断する力を育むとともに、青少年が安心して、安全に過ごせる地域環境を整備していく必要があります。

<目標値>

指 標	現状値	目標値
補導件数	0	0

II 青少年の判断能力の向上とインターネットの適正利用

円滑な社会生活を営むうえでインターネットの利用は必要不可欠なものとなっています。しかし、判断力がまだ身につけていない青少年において、インターネットの使い方等、家庭を含めた啓発が必要です。

<目標値>

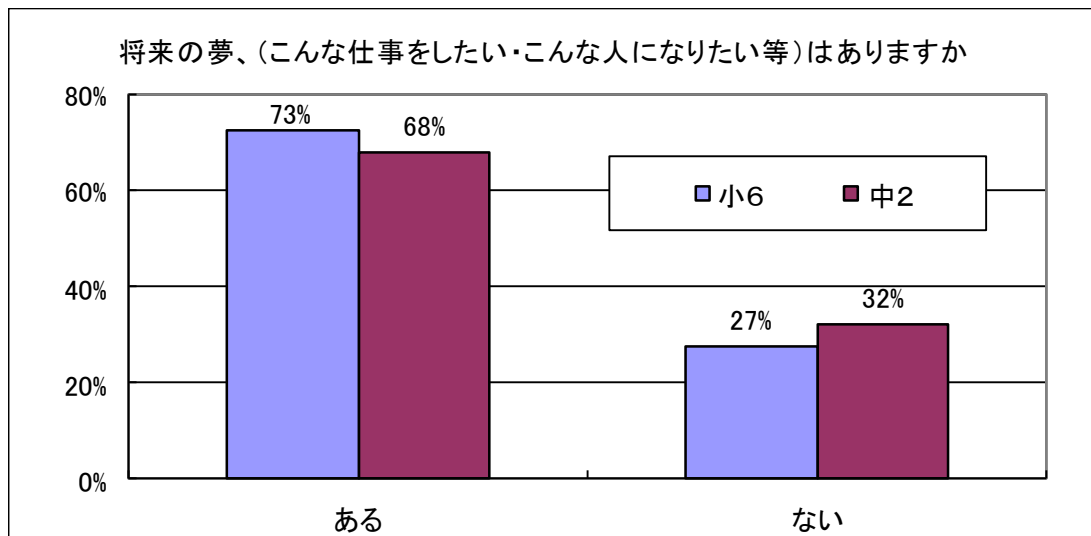
指 標	現状値	目標値
インターネットトラブル発生率 (悪口、迷惑メール)	(小6) 0.5% (中2) 5%	(小6) 0% (中2) 0%

III 青少年の健やかな成長を皆で支え、自立を促すとともに、 社会に貢献できる人づくり

家庭教育や体験活動、社会参加等を通じて、青少年の自己肯定感を高めるとともに、夢に向かって様々なことに意欲的に取り組む姿勢を養います。

<目標値>

指 標	現状値	目標値
夢を持っている青少年の割合	(小6) 73% (中2) 68%	(小6) 90% (中2) 80%



(R5 青少年の健全育成に関するアンケート・児童生徒回答)

(2) 目指すべき青少年像

「自立」

次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、進んで自己の啓発・向上を図ることができる青少年

「人間尊重」

積極的な社会参加を通じて、自他の尊重と連帯の精神を身につけた青少年

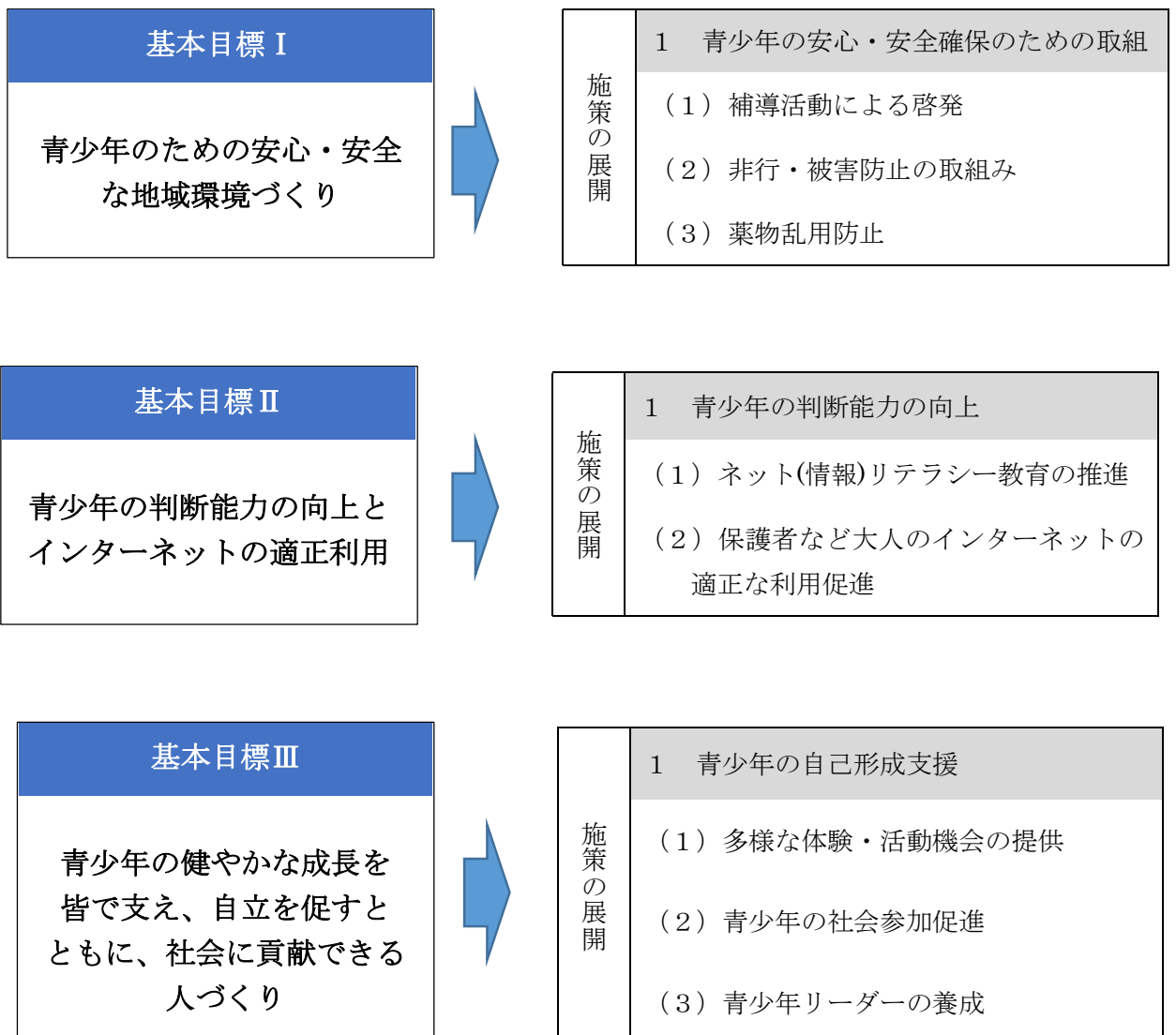
第4章 取り組む施策の概要

基本目標と施策の展開

基本理念

「何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成します」

基本目標



I 青少年のための安心・安全な地域環境づくり

1 現状と課題

- 青少年補導委員による街頭補導活動や巡視活動により、犯罪被害等を未然に防ぐことが出来た事例がありました。この様に、地域の方の目を借りて、青少年を見守るための橋渡しとしても、そして自らが見守るためにも、継続して街頭活動等を推進する必要があります。
- 近年、麻薬や覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの違法薬物の使用や、オーバードーズ（市販薬の過剰摂取）など薬物の乱用が大きな社会問題となっており、特に10代や20代の若年層において大麻の検挙者が急増していることから、薬物依存の防止に向けた取組を推進する必要があります。

2 施策の方向性

- 「地域で育てようおらほの子ども」という観点に立ち、行政と市民が一体となって青少年の非行・被害防止や薬物乱用を生まない街づくりを目指します。

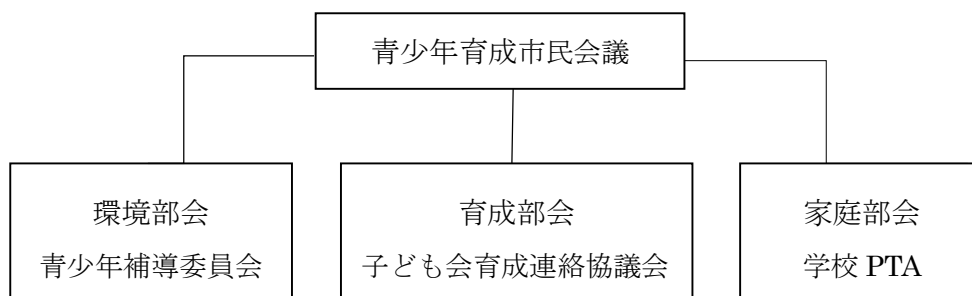
3 施策の展開

(1) 補導活動による啓発

青少年補導委員において次表に示される青少年の安心・安全のための補導活動を行います。

項目	内容
下校パトロール	5小学校の下校時パトロールを実施 各3回
清翔高校PTA郊外活動	田中商店街周辺美化活動 年4回
有害環境チェック活動	5地区の各商店等の巡視活動、青少年の情報収集 各3回
あいさつ運動	5小学校2学期始業日のあいさつ運動 各1回
祭り時巡視活動	祢津祇園祭、田中祇園祭、雷電まつり

この活動には、東御市青少年育成市民会議の子ども会育成連絡協議会、学校PTAの委員も一緒に取組んでいます。



(2) 非行・被害防止の取組み

青少年補導委員を中心に、街頭補導活動・有害環境チェック活動等の非行防止活動を推進するほか、非行少年の早期発見及び相談体制の整備、青少年補導委員の資質向上のため研修会等を実施します。

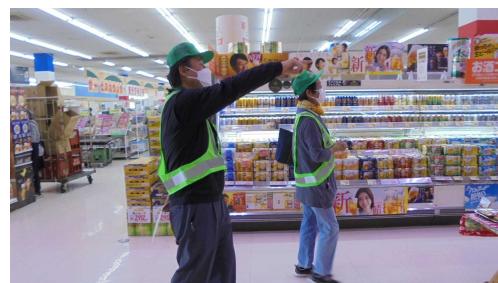
また、学校・PTA・青少年サポーター・少年警察ボランティア・ライオンズクラブ・警察等の関係機関が、情報交換や共同活動を実施するなど連携を深め、地域が一体となった効果的な非行防止活動、啓発活動等を展開します。

(3) 薬物乱用防止

学校薬剤師等を通じた薬物乱用防止教育への協力や、小・中・高校生に対する出前講座を実施し、専門家と連携した薬物依存の怖さや薬物に関する正しい知識等の習得を図ります。

また、毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、毎年11月の「子供・若者育成支援推進強調月間」及び毎年2月の「有害環境浄化活動強化月間」に合わせた啓発活動を行い、市民や学生への啓発を行います。

項目	指標	現状値	KPI
(1) 補導活動による啓発	補導活動数	42回	42回
(2) 非行・被害防止の取組み	補導件数	0件	0件
(3) 薬物乱用防止	啓発活動数	2回	3回
	出前講座	6回	6回



II 青少年の判断能力の向上とインターネットの適正利用

1 現状と課題

- 市内の児童・生徒のインターネット利用時間は長くなっており、平日3時間以上インターネットを使用している児童・生徒が17%・27%、6時間以上使用している超長時間使用の児童・生徒が各4%、休日3時間以上使用している児童・生徒が37%・56%、更に、6時間以上使用している超長時間使用の児童・生徒が13%・24%、その内10時間以上の使用している児童・生徒が6%・9%となり依存傾向が見られます。

使用時間の長時間化に伴ない、健全な精神と肉体を育む就寝時間も遅くなっていることから、依存傾向を防ぐための啓発活動が必要です。

学年	平日使用時間		休日使用時間		
	3時間以上	6時間以上	3時間以上	6時間以上	10時間以上
小学6年生	17%	4%	37%	13%	6%
中学2年生	27%	4%	56%	24%	9%

(R5 子どもとメディア信州アンケート)

- パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、子どもたちの重要なコミュニケーション・ツールとなっています。また、GIGAスクール構想による一人一台端末の実現など、ICTの利用が当たり前の時代になっています。
一方で、偽・誤情報、違法・有害情報の拡散やコミュニティサイトに起因して被害者や加害者になる事件の増加、ネット上でのいじめや依存症、闇バイトへの誘いなど、問題は多岐に渡るとともに深刻化しています。
- 最近では対話ソフト「Chat GPT」等の人工知能（AI）技術も急速に進み、私たちの生活に身近なものとなってきています。便利な反面、使い方を誤ればフィッシング詐欺や不正コード作成に悪用される危険性もあるため、これらの正しい知識を身につけて、上手に活用できるよう啓発活動が必要です。
- 子どもたちが情報モラルを身につけ、インターネット上でトラブルに巻き込まれないためにも、関係機関と連携して保護者など大人に対してもインターネットの適正利用の啓発活動を進めることが必要です。

2 施策の方向性

- 青少年のインターネットの適正利用について、行政、市民、保育園、学校、民間等が一体となり、市全体で推進します。併せて、保護者、青少年が自ら考え、自

らが能動的に行動する取組を推進します。

3 施策の展開

(1) ネット（情報）リテラシー教育の推進

青少年が正しくインターネットの特性や危険性を理解し、上手に活用できるようになるとともに、情報を読み解く力を身につけられるよう、関係機関と連携しながら出前講座の提供や講演会の開催等、教育や啓発活動の拡充を図ります。

(2) 保護者など大人のインターネットの適正な利用促進

現代では子どもたちが容易にインターネットに触れる環境が整っていることから子どもたちはもとより、大人に対してもインターネットの適正利用について啓発活動を実施します。

具体的には関係部署と連携を図り、妊娠期から乳幼児の保護者向け及び保育園、小学校、中学校等の保護者向けの出前講座を実施します。

項目	指 標	現状値	KPI
ネット（情報）リテラシー教育の推進	出前講座 （小・中学生向け）	31 回	36 回
	ネット・ゲーム使用時間 （学習使用以外）	2. 2 時間 小学6年生 2. 6 時間 中学2年生	1 時間以内
	市報及びリテラシー通信による周知活動	4 回	4 回
保護者など大人のインターネットの適正な利用促進	保護者向け出前講座 （保育園、小学校、中学校等）	18 回	18 回
	保護者向け出前講座 （妊娠期～乳児期）	0 回	6 回



Ⅲ 青少年の健やかな成長を皆で支え、自立を促すとともに、 社会に貢献できる人づくり

1 現状と課題

- 少子化、核家族化等により、地域における人と人とのつながりが薄れてきている中、家庭の役割や地域の機能を補完するため、青少年育成団体等の体験活動をはじめとする多様な活動を支援する必要があります。
- コロナ禍により、ほぼ3年間集団で集まる活動が制限されました。この間、市や各地区での育成会活動が中止になり、地域の指導者との会話や異学年生との学校を離れた場での接点が少なくなり、この場で培われるコミュニケーション力や自己表現の場が減少しました。
- 少子化、核家族化等により地域を担う若者は減少しており、地域内の伝統的行事等の継続が困難な状況が続いています。活動の減少に伴って主体的・能動的に活動を行う青少年の減少が見られます。

2 施策の方向性

- 次代を担う青少年が、自然豊かな東御市で、育成会活動や地域活動など、様々な体験が出来る場の提供を通じて、地域ぐるみで子どもの社会性や豊かな人間性を育む環境づくりを推進します。
- 地域のイベント等への参加により、地域に対する愛着心を深めるとともに、様々な体験を通じてリーダーシップの取れる青少年の育成を目指します。

3 施策の展開

(1) 多様な体験・活動機会の提供

青少年育成市民会議の育成部会である、子ども会育成連絡協議会の実施する各種イベントや地区の行事及び友遊クラブ等、青少年の多様な体験・活動機会によりリーダー資質を培う活動を展開していきます。

また、平日の放課後の居場所の充実を図るため、様々な遊び等の体験活動を実施し、異年齢間の交流を促し、高学年児童のリーダー養成を図り児童の健全育成及び体力向上を推進します。市としてもこのような活動を支援します。

【各団体の主な活動内容】

団体名	主な活動内容
市子ども会育成連絡協議会	子どもフェスティバル、親子自然ふれ合い学校、県ジュニアリーダー
田中地区地域づくりの会青少年育成部会	田中っ子フェス、子どもサロン、子ども相撲大会、餅つき大会等
しげの里づくりの会青少年育成部会	通学合宿、夏休み不思議発見、ふれあい子供塾、史跡巡り等
柘津地区子ども会育成連絡協議会	柘津っ子フェスティバル、ミニ駅伝大会、方言カルタ大会等
和地区子ども会育成連絡協議会	ふしぎ発見おもしろサイエンス、ふるさと学習、書初め大会等
北御牧地区子ども会育成連絡協議会	ニュードカンコ夏まつり、魚つかみ大会、ペットボトル飛ばし等
柘津地区友遊クラブ	一泊キャンプ、焼き芋大会、ミカン狩り、クリスマス会等
和地区友遊クラブ	ニュースポーツ、クラフト、アルミ缶でご飯炊き、ふるさと学習等
北御牧地区友遊クラブ	海の交流会、カヌー体験、山の交流会テント泊、アートワーク等
里山探検	四季の森、芸術むら公園において、探検、水遊び、工作、野外調理等
放課後子ども教室推進事業「げんき塾」	放課後の居場所の充実を図り、様々な遊び等の体験活動を行う

(2) 青少年の社会参加促進

子どもフェスティバルや各地区の育成会等のイベントの企画段階から青少年の参加を促します。また、親子自然ふれ合い学校やリーダー資質が培われるような企画を行います。具体的には中学生及び高校生に対して参加を促します。

(3) 青少年リーダーの養成

青少年団体等の指導者に対する研修を充実させるとともに、次代を担う青少年リーダーの養成につながる取り組みを推進します。また、各種イベントにおけるボランティア活動を通して、主体性を持った、地域の担い手となる人材の育成を図ります。

項目	指 標	現状値	KPI
多様な体験・活動機会の提供	各種イベント参加者数	643名	2,200名
青少年の社会参加促進	年間ボランティア活動数 (子どもフェスティバル、 げんき塾、中学校、高校生 ボランティア部)	年間5回	年間10回
青少年リーダーの養成 (各種イベントに対しての 参画取り組み状況)	子どもフェスティバル	12名	20名
	親子自然ふれ合い学校	3名	5名
	県ジュニアリーダー	(R1) 3名	3名



第5章 計画推進に向けて

1 計画の推進

(1) 連携による計画の推進

この計画の推進には、家庭・地域・学校・事業所・行政などが連携し、それぞれの立場において責務を果たすことが重要です。

そのことを市及び市民等が認識し、協働し、共通の目標のもと、子ども会育成連絡協議会・青少年補導委員会・PTA を核とした東御市青少年育成市民会議を中心に、全市的な取り組みを推進します。

(2) 庁内関係機関の連携

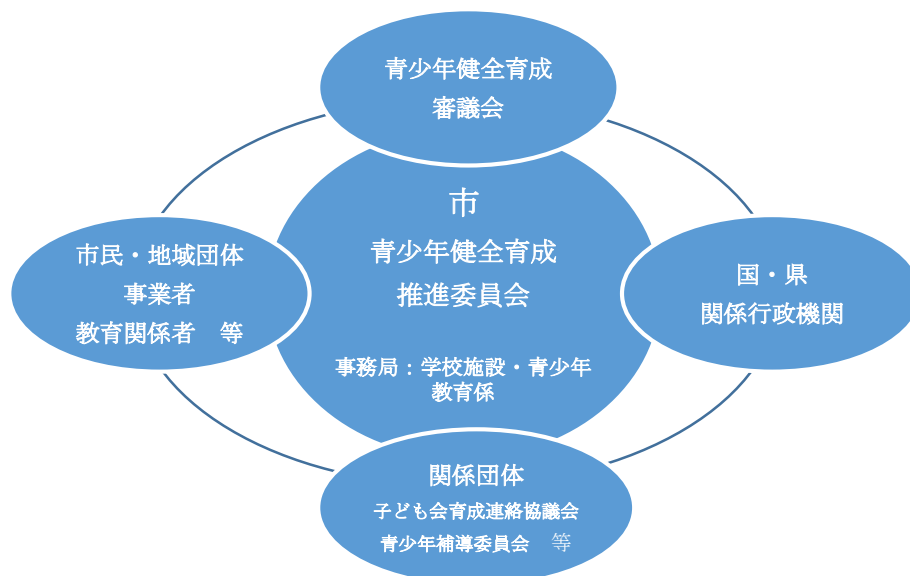
青少年の健全育成に関わる施策は庁内各部局に渡るため、計画の実施・検証にあたっては、全庁をあげて総合的に推進することが必要です。

そのため、庁内に青少年健全育成推進委員会を設置し、関係部局間の連携強化を図るとともに、施策の効果的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、青少年健全育成推進委員会による定期的な点検・確認を行うとともに、この進捗状況等については、青少年健全育成審議会や市のホームページ等で報告します。

また、本計画の期間内においても、社会情勢等の変化に柔軟に対応するとともに、関係する計画との整合を図りながら、必要に応じて、見直し等の措置を講じるよう努めます。



3 スローガンの活用について

1 策定の経過

令和5年度第1回青少年健全育成審議会の際に、青少年健全育成に関するインパクトのあるスローガンを作ったらどうかと委員から発案があり、了承され、委員からスローガン案を募集したところ、19の案が発出されました。その後、全委員による採点を行いました。採点の結果は以下のとおりです。

項目	点数	スローガン案	コメント
1	39	(案13) あなたと創る 子どもの未来	
2	38	(案3) ほどよく、スマホ 増やそう家族の会話	東御市の「ほどよく、田舎。とうみ」にちなんだものです
3	38	(案9) 地域で育てようおらほの子ども～家族で学ぼうネットリテラシー	
4	37	(案17) あなたの未来は あなたと創る	
5	37	(案18) おらほの街をあなたと創る	
6	36	(案15) 誰か！じゃなくて あなたが創る街づくり	
7	35	(案10) 地域の子どもは東御の原石 光り輝く宝石に	
8	34	(案5) どちらを長く見えますか？ スマホの画面と家族の顔	
9	33	(案8) 危険！SNS でのつながり相手は誰だかわからない！	
10	33	(案16) 街の大きなプロジェクト、人づくり！	
11	32	(案12) 見逃すな。今がチャンス、子どもの育成	
12	32	(案14) 大切な子ども達は私たちの未来	
13	31	(案1) 地域で育てようおらほの子ども 家庭で守ろうおらほのゲーム時間	地域で子どもを見守りましょう。ゲームはほどほどにしましょう

14	31	(案11) 地域が愛する子どもたち クルミのように成長し、いずれは実となり恩返し	
15	30	(案4) 家族で作ろう ノーゲームデー	
16	30	(案19) 頑張れ！がんばる青少年！	
17	28	(案7) やめよう！スマホ中毒、語ろう！家族団らん	
18	27	(案2) ・地域で育てようおらほの子ども～共に学び守ろうネットリテラシー～	
		・地域で育てようおらほの子ども～家族で学ぼうおらほのネットリテラシー～	
19	27	(案6) 目にやさしい「20-20-20」(トウエンティ、トウエンティ、トウエンティ) 目を守るために「20-20-20」(トウエンティ、トウエンティ、トウエンティ)	「20-20-20 ルール」とは、アメリカで浸透しているスマホなどのデジタル画面を 20 分見たら、20 秒間、20 フィート（6メートル）以上離れたものをみて休憩を推奨するものです。これは小学生の出前講座で何度も話をしているので、子ども達に浸透しつつあります。

2 活用方法（案）

- ・市報、SNS（LINE,Facebook 等）、市民カレンダー等への掲載を予定します。

資料編

- 1 東御市青少年健全育成審議会委員名簿（第7期）
- 2 第3次東御市青少年健全育成計画策定の経過
- 3 東御市青少年健全育成条例

1 東御市青少年健全育成審議会委員名簿（第7期）

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日（敬称略 順不同）

氏名	職名等	備考
荻原 慎一郎	青少年補導委員会会長／人権擁護委員	会長
上原 真美	すくすくママーズ会員／とうみセーフティネットの会会員	副会長
横山 榮二	青少年補導委員	
辰野 哲男	小学校 PTA 会長（滋野小）	
五十嵐 江利子	主任児童委員	
荻原 美和子	セーフティネットアドバイザー	
滝澤 晃志	小学校 PTA 会長（和小）	R5.4～
芦田 高英	子ども会育成連絡協議会	
鈴木 健二	東御清翔高校	R5.4～
勝見 藤一	東部中学校	
池田 和生	市スポーツ協会 常務理事	

2 第3次東御市青少年健全育成計画策定の経過

月日	会議等	内容
R4.6.30	第1回青少年健全育成審議会	第3次青少年健全育成計画について
R5.2.21	第2回青少年健全育成審議会	第3次青少年健全育成計画の方針について
R5.7.21	第3回青少年健全育成審議会	アンケート（案）について
～R5.8		アンケート実施
R5.10.11	青少年健全育成推進委員会	庁内事業確認
R5.11.16	第4回青少年健全育成審議会	パブリックコメントについて 市長より諮問
R5.12.15 ～R6.1.15		パブリックコメントの実施
R6.2.9	第5回青少年健全育成審議会	計画（案）について
R6.2	答申書提出	市長へ答申

3 東御市青少年健全育成条例

(平成 19 年 6 月 22 日条例第 21 号)

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 青少年の健全な育成に関する施策(第 8 条—第 11 条)

第 3 章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備(第 12 条—第 25 条)

第 4 章 東御市青少年健全育成審議会(第 26 条・第 27 条)

第 5 章 雑則(第 28 条・第 29 条)

第 6 章 罰則(第 30 条—第 32 条)

附則

前文

青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての使命と役割を持って自立することは、市民すべての願いである。

青少年自身が次代を担うものとしての誇りと自覚を持って、進んで自己の啓発、向上を図り、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を身につけ、心身ともに健全な社会人として成長できる地域をつくることは、社会全体の責務である。

市及び市民等が、それぞれの責務を認識し、青少年に対し深い関心と愛情を持ち、地域連帯を基調とした青少年健全育成活動の一層の進展に新たな意欲で結集することが必要である。

ここに、市及び市民等が協働し、共通の理解と目標のもとに、その重要な責務を自覚し、新たな決意を持って、青少年の健全な育成を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念並びに市及び市民等の責務を明らかにし、市の施策の基本を定めてこれを総合的かつ計画的に推進するとともに、青少年の健全な育成のための社会環境を整備することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(解釈及び適用)

第 2 条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人の自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(基本理念)

第3条 何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成するものとする。

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者(婚姻によって成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいう。
- (3) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画及び写真並びにビデオテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、コンパクトディスク、録音テープその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- (4) がん具類 がん具、器具その他これに類するものをいう。
- (5) 自動販売機等 物品を販売し、又は貸し出すための機器で、物品の販売又は貸出しに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。)をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売し、又は貸し出すことができるものをいう。
- (6) 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものをいう。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、市民及び青少年の健全な育成を目的とする団体(次章において「青少年育成団体」という。)その他の関係者と密接に連携してこれを実施するものとする。

(市民等の責務)

第6条 すべての市民は、互いに協力し、青少年の健全な育成を支援する地域環境をつくるとともに、常に青少年の健全な育成に努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、愛情に満ちた環境の中で、青少年を監督し、保護し及び教育するよう努めなければならない。
- 3 家庭を構成する者は、家庭が青少年の人格の形成にとって基本的な役割を担うことを自覚し、互いに協力し、健全で明るい家庭づくりを進め、愛情と理解をもって青少年の健全な育成に努めなければならない。
- 4 地域社会を構成する住民(以下「地域住民」という。)は、青少年が主体的に参加できる社会活動の機会を提供し、青少年に社会の一員としての使命及び役割を自覚させるよう努めなければならない。
- 5 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動に関し、地域住民と連携して青少年の健全な育成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全

な育成に配慮するよう努めなければならない。

第2章 青少年の健全な育成に関する施策

(青少年健全育成計画)

第8条 市長は、青少年の健全な育成に関する施策についての計画(以下「青少年健全育成計画」という。)を定めるものとする。

2 青少年健全育成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 青少年及び青少年の団体が行う健全な活動に関する事項
- (2) 青少年の健全な育成のために市民及び青少年育成団体が行う活動に関する事項
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備及び青少年の非行の防止に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項

3 市長は、青少年健全育成計画を定めようとするときは、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、青少年健全育成計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、青少年健全育成計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民及び青少年育成団体その他の関係者と密接に連携し、青少年の健全な育成に関する施策を強力に推進していくため、必要な体制を整備するものとする。

(表彰)

第10条 市長は、次に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その活動が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範になると認められるもの

(青少年の日)

第11条 青少年の健全な育成を推進するため、7月1日、11月1日及び翌年2月1日を青少年の日とする。

2 青少年の日には、市民一人ひとりが、互いにそれぞれの立場から、青少年の健全な育成について、話し合い、協力して青少年の健全な育成のための活動に努めるものとする。

第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第12条 何人も、図書類でその内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に販売し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せないようにしなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
 - (3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 2 市長は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。
- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
 - (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 3 市長は、前項の指定をしたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。
- 4 次に掲げる図書類は、第2項の規定により指定された図書類とみなす。
- (1) 図書又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性的な行為で規則で定めるもの(次号において「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)を掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数の合計が20ページ以上であるもの又は当該図書若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスクであって、卑わいな姿態等を描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)の時間の合計が3分以上であるもの又は当該場面の数が20以上であるもの
- 5 図書類の販売又は貸付けを営む者は、第2項の規定により指定された図書類(前項の規定により指定されたものとみなされる図書類を含む。以下「有害図書類」という。)を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所又は青少年の目に付かない場所に陳列し、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をするよう努めなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所(以下「青少年立入禁止場所」という。)において、図書類の販売又は貸付けを営む者については、適用しない。
- 7 市長は、有害図書類の内容が指定の理由に該当しなくなったと認めるとき又は第26条第2項ただし書の規定により有害図書類として指定をした場合において、同条第1項の規定により設置される東御市青少年健全育成審議会がこれと異なる意見を具申したときは、遅滞なくその指定を取り消さなければならない。

(有害がん具類の指定及び販売等の制限)

第13条 何人も、がん具類でその形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に販売し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触れさせないようにしなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害

するおそれのあるもの

2 市長は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。この場合において、前条第3項及び第7項の規定を準用する。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

3 次に掲げるものは、前項の規定により指定されたがん具類とみなす。

- (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- (2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

4 がん具類の販売又は貸付けを営む者は、第2項の規定により指定されたがん具類(前項の規定により指定されたものとみなされるがん具類を含む。以下「有害がん具類」という。)を陳列するときは、当該有害がん具類を他のがん具類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所又は青少年の目に付かない場所に陳列し、当該場所に青少年の購入、借受けを禁ずる旨の掲示をするよう努めなければならない。

5 第1項及び前項の規定は、青少年立入禁止場所において、がん具類の販売又は貸付けを営む者については、適用しない。

(自動販売機等の設置等の自主規制)

第14条 何人も、図書類又はがん具類の自動販売機等を設置し、及び自動販売機等の設置に敷地を提供する場合は、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(協働による良好な地域環境の整備等)

第15条 自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者(以下「図書がん具等自動販売業者」という。)は、市及び地域住民等と協働して良好な地域環境を整備するよう努めるとともに、自ら設置する自動販売機等について、地域住民から苦情、問合せ等があったときは、誠意をもって、これを処理するよう努めなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

第16条 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類(専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条、附則第2項及び附則第3項において同じ。)の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするための自動販売機等を設置しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の20日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつ

ては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)

- (3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
 - (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
 - (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
 - (6) 自動販売機等を管理する者(以下「自動販売機等管理者」という。)の氏名、住所及び電話番号
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であって、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が第 12 条第 5 項に規定する有害図書類又は第 13 条第 4 項に規定する有害がん具類に該当することとなった場合に、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去することができる者でなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。
- 3 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から 10 日以内に、その旨を市長に届出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。
- 5 市長は、第 1 項の規定による届出又は第 3 項の規定による変更の届出があったときは、前項の規定により自動販売機等に表示する事項、届出年月日その他規則で定める事項を記載した自動販売機等登録簿を自動販売機等ごとに作成し、一般の閲覧に供するものとし、第 3 項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該自動販売機等に係る自動販売機等登録簿を抹消するものとする。

(自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限)

第 17 条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲 200 メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、第 12 条第 1 項に規定する図書類又は第 13 条第 1 項に規定するがん具類(次項において「有害性のある図書がん具等」という。)を収納してはならない。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)
 - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条に規定する教育機関
 - (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する児童福祉施設
 - (4) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園
 - (5) 前各号に掲げるもののほか多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの
- 2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項に規定する区域において、有害

性のある図書がん具等を収納するおそれがある自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。

(自動販売機等への有害図書類又は有害がん具類の収納の禁止等)

第 18 条 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納してはならない。

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が第 12 条第 2 項又は第 13 条第 2 項の規定により青少年に有害な図書類又はがん具類として指定されたときは、直ちに当該図書類又はがん具類を除去しなければならない。

(有害図書類又は有害がん具類の除去)

第 19 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納している者に対し、当該有害図書類又は有害がん具類の除去を命ずることができる。

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して 5 日以内に、当該有害図書類又は有害がん具類を除去しなければならない。

(自動販売機等の撤去)

第 20 条 市長は、前条第 1 項の規定による命令を受けた図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者が、当該命令の期限の日の翌日から起算して 6 月以内に第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して当該自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したときは、当該図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、第 1 項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して 10 日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。

(自動販売機等に関する適用除外)

第 21 条 第 14 条から前条までの規定は、青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(インターネット利用環境の整備)

第 22 条 保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報(第 12 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものをいう。以下この条において同じ。)を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めるとともに、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用

に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない。

- 3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(有害広告物の制限)

第23条 何人も、広告物でその内容が第12条第2項各号のいずれかに該当すると認められるものを掲出し、又は表示しないようにしなければならない。

- 2 市長は、広告物の内容の全部又は一部が第12条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去又はその形態若しくは内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

- 3 前項の規定は、青少年立入禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示されている広告物については、適用しない。

(みだらな性行為等の禁止)

第24条 何人も、青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第25条 何人も、前条に規定する行為が青少年に対してなされ、又は青少年が当該行為を行うことを知って、その場所を提供し、又は周旋してはならない。

第4章 東御市青少年健全育成審議会

(設置等)

第26条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項その他青少年の健全な育成に関する事項について調査審議し、及び推進するため、東御市青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 第8条の規定による青少年健全育成計画の策定及び変更
- (2) 第10条の規定による表彰者の決定
- (3) 第12条第2項の規定による有害図書類の指定又は同条第7項の規定による有害図書類の指定の取消し

(4) 第13条第2項の規定による有害がん具類の指定又は指定の取消し

- 2 市長は、前項各号に規定する策定若しくは変更、決定又は指定若しくは指定の取消し(次項において「指定等」という。)をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前項ただし書の規定により第1項各号に規定する指定等をしたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。
- 4 審議会は、第1項各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織し、青少年の健全な育成に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 審議会に、前条第1項に規定する事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

第5章 雑則

(立入調査等)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、営業を行っている時間内に、図書類若しくはがん具類の販売若しくは貸付けを営む者の営業の場所又は図書類若しくはがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

- 2 前項の規定により立入り、調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り、調査、質問又は資料の提出を求める権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第2項の規定に違反した者
- (2) 第24条第1項又は第2項の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項の規定に違反した者
- (2) 第19条第2項の規定に違反した者
- (3) 第23条第2項の規定による措置命令に従わなかった者
- (4) 第25条の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の陳述をし、又は資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

4 第16条第4項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(免責規定)

第32条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第3章、第5章(第28条の規定に限る。以下同じ。)及び第6章の規定は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

略

(東御市青少年問題協議会条例の廃止)

略



第3次東御市青少年健全育成計画

令和6年4月

東御市教育委員会事務局 教育課学校施設・青少年教育係

〒389-0592 東御市県 288-4

(TEL) 0268-64-5906 (FAX) 0268-64-5878